

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

K字回復が続くタイ経済

～成長性の維持・向上には構造改革の加速が不可欠～

公益財団法人 国際通貨研究所

経済調査部 主任研究員

福地 亜希

aki_fukuchi@iima.or.jp

<目次>

1. 経済情勢	2
(1) 概況.....	2
(2) 民間消費の伸び悩みと家計債務問題	4
(3) 当面の見通しと政策対応	8
2. 第二次トランプ政権の通商政策の影響.....	9
(1) トランプ政権の「相互関税」の概要	9
(2) 第一次トランプ政権以降の輸出・投資動向.....	10
(3) 相互関税により想定される影響	11
(4) 政府の対応	14
3. 中長期的な成長性の維持・向上に向けた課題	15
(1) 農業部門の低生産性・インフォーマルセクター.....	16
(2) 産業高度化と人材育成	17
4. おわりに	17

はじめに

タイ経済は緩やかな回復基調を辿っているが、通年の実質 GDP 成長率は前年比+2%台と東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国の中でも低い水準にとどまっている。高水準の家計債務や製造業の停滞といった複数の構造問題による逆風が続くなか、米国トランプ政権の関税政策などにより先行き不透明感がさらに強まっている。

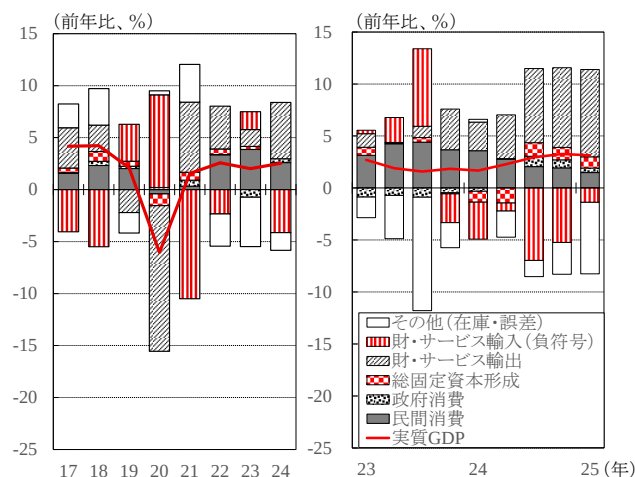
本稿では、近年の経済情勢、特に民間消費を中心とする内需の伸び悩みや政府の対応などについて整理した上で、トランプ政権の関税政策により想定される影響、中長期的な成長性の維持・向上に向けた課題などについて考察する。

1. 経済情勢

(1) 概況

タイ経済は緩やかな回復が続いている。2025 年 1-3 月期の実質 GDP 成長率は前年比+3.1%と前期（同+3.3%）からやや鈍化したものの、底堅い伸びを維持した（第 1 図）。ただし中身をみると、民間需要の伸び悩みが続くなか、財・サービス輸出の拡大に加えて、政府支出や公共投資の拡大が、予算執行の遅れ¹により前年度のベースが低いことも相俟って、成長率を支える格好となっている。

第 1 図：実質 GDP 成長率の推移（需要項目別）



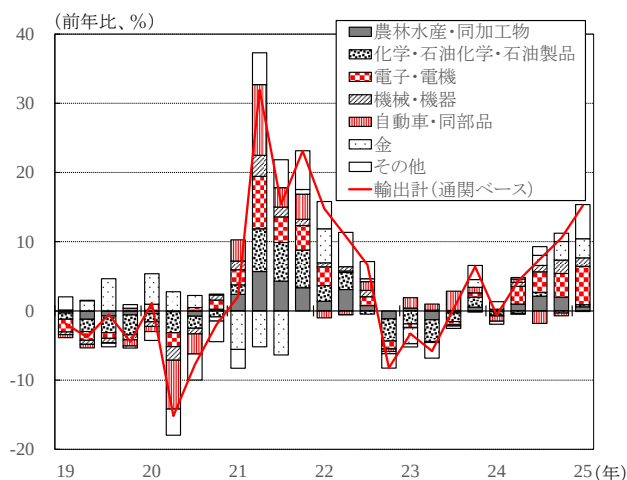
（資料）タイ国家経済社会開発委員会統計より国際通貨研究所作成

¹ 2023 年 5 月総選挙後、新政権発足が同年 9 月半ばにずれ込んだ影響で、2024 年度（2023 年 10 月～2024 年 9 月）予算法は 2024 年 4 月に大幅に遅れて成立した。選挙結果および新政権発足の詳細については、福地（2023a）、（2023b）を参照。

財輸出は、コロナ禍でのテレワーク・教育向けのコンピューター関連をはじめとする電子・電機や自動車・同部品への需要急増の反動、資源価格下落の影響などにより、2022 年終盤から低迷が続いてきたが、2024 年半ば以降は前年比プラスの伸びを回復、コンピューター関連や通信機器といった電子・電機などを中心に伸びを高めている（第 2 図）。

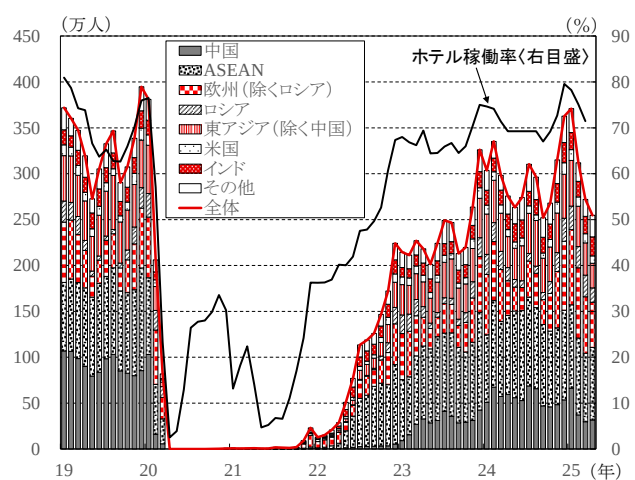
海外からの来訪者数は、中国（コロナ禍前に全体の約 3 割）が同国経済の減速の影響などにより回復が遅れるなか、近隣アジア諸国や欧州などを中心に持ち直しが続いており、2024 年通年で 3,555 万人とコロナ禍前の約 9 割まで回復した（第 3 図）。その後、2025 年 1 月上旬に中国人俳優の失踪事件が報じられたことや 3 月末にミャンマー近海で発生した地震の影響などで来訪者数の伸び悩みがみられる。タイ中央銀行（BOT）は 4 月末に改訂した経済見通しの中で、2025 年の海外からの来訪者数については 3,700 万～3,750 万人と、従来の見通し（2024 年 12 月時点；3,950 万人）から下方修正した。

第 2 図：品目別にみた輸出の推移



（資料）タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

第 3 図：海外からの来訪者数の推移

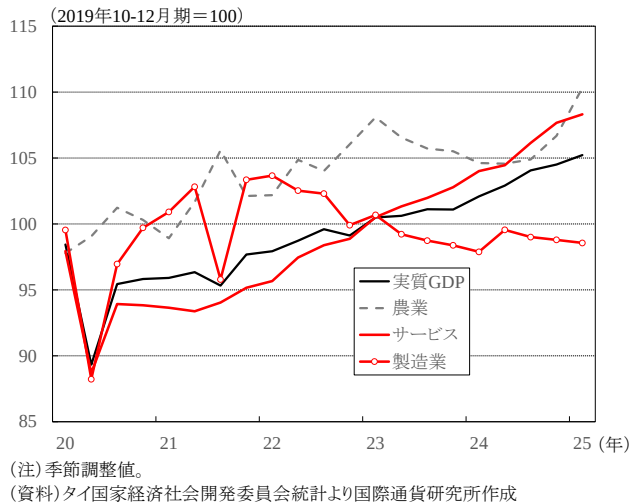


（資料）タイ観光・スポーツ省、タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

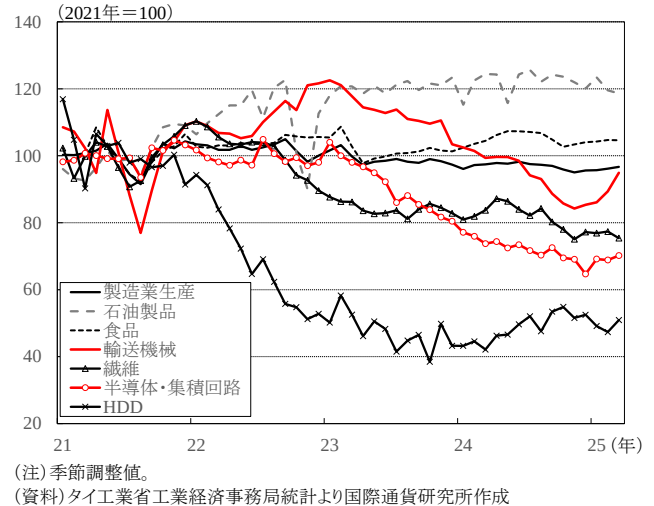
実質 GDP を産業別にみると、2023 年以降、製造業が伸び悩むなか、サービス業の拡大が成長を支える「K 字回復」が鮮明化している（第 4 図）。製造業生産は、食品や石油製品などが底堅く推移する一方、中国製品との競争激化などを背景に繊維、半導体・集積回路といったエレクトロニクス関連を中心に減速傾向が続くなど二極化がみられる（第 5 図）。輸送機械については、国内自動車販売の低迷を背景に減速傾向が続いてきたが、2024 年終盤以降は持ち直しつつある。フラッシュメモリなどへの需要シフトなどを背景に低調な推移が続いているハードディスクドライブ（HDD）については、デジタル化や AI（人工知能）などの普及に伴うクラウド用の大容量 HDD への需要拡大

などを支えに底入れの兆しもみられる。

第4図:実質 GDP の推移(産業別)



第5図:製造業生産指数の推移



(2) 民間消費の伸び悩みと家計債務問題

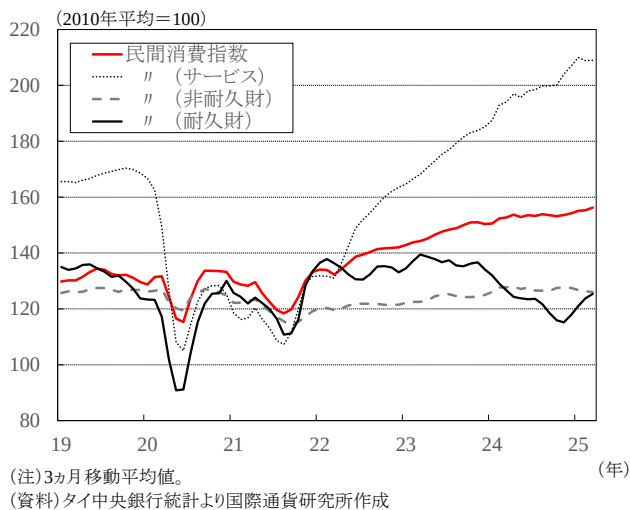
民間消費は、全体として緩やかな拡大が続いているものの、コロナ禍以降、レストラン・ホテルといったサービス消費の拡大と、耐久財の伸び悩みという二極化が鮮明となっている(第6図)。耐久財の中でも国内自動車販売は、2024年通年で約57万台と、インラック政権(2011年8月～2014年5月)が実施した初回自動車購入者に対する支援策「ファースト・カー政策」が販売の押し上げに寄与した2012年の144万台の半分以上の水準にとどまった(第7図)。特に、低所得層や地方などが需要の中心となる1トンプックアップトラックを中心とする商用車の低迷が重石となっている。

背景には、家計債務問題に加えて、コロナ禍からの景気回復の遅れにより、低所得層を中心に所得水準がコロナ禍前を下回るなど(第8図)、低所得層および個人事業主の購買力の低下が挙げられる。2023年以降、コロナ禍で導入された支援措置の終了などに伴い、ローン返済が困難となり、差し押さえられた自動車のオークション市場への流入増加による中古車価格(下取り価格)の下落も新車購入を見送る一因となったと考えられる(第9図)。乗用車についても、電気自動車(EV)市場の競争激化に伴う中古車価格の下落がみられたが、ピックアップトラックに比べて相対的に影響は限られる。足元にかけて中古車価格の底入れなどもあり、自動車販売に持ち直しの動きがみられる。2025年4月から財務省とタイ信用保証公社(TCG)がピックアップトラック購入時の

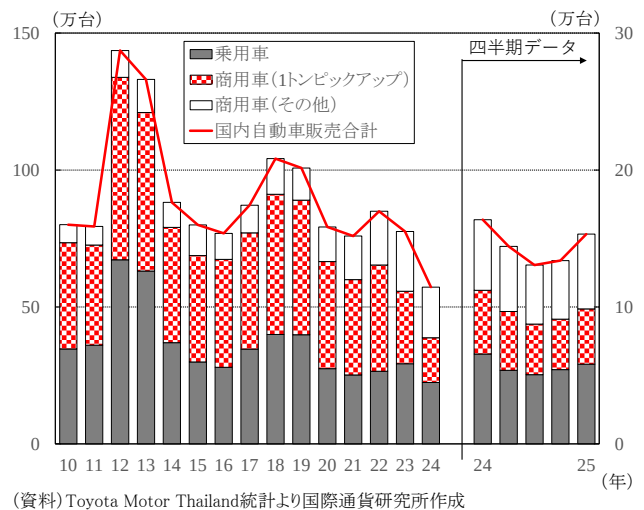
融資保証プログラム²を開始しており、今後の回復の支えとなることが期待されている。

このほか、経済活動の正常化につれて、コロナ禍で活発化したオンライン消費および物流需要増加の一服や、「モノ」から「コト」といった家計の消費志向の変化などの影響も指摘される。

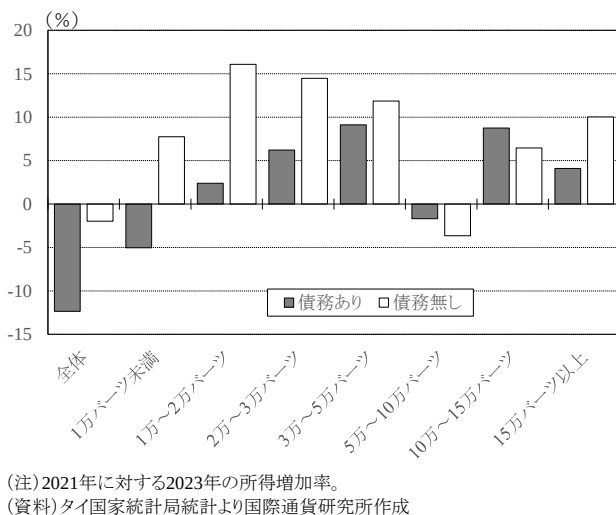
第 6 図：民間消費指数の推移



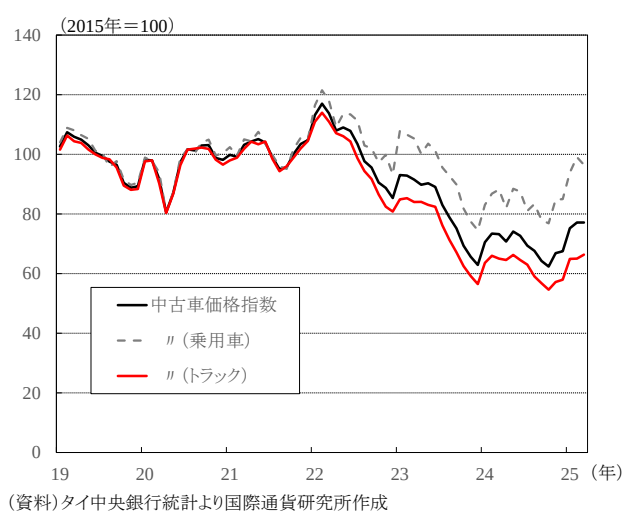
第 7 図：国内自動車販売台数の推移



第 8 図：家計所得の変化（所得階層・債務有無別）



第 9 図：中古車価格の推移

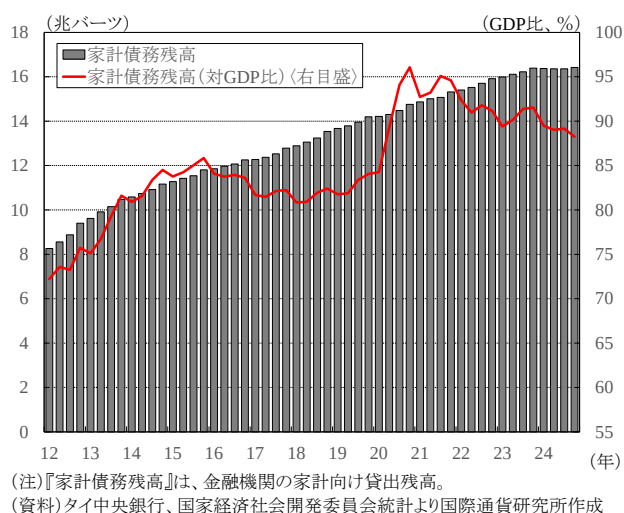


家計債務残高は、2010 年代半ばにかけて GDP 比 80% 台へ上昇、コロナ禍では成長ペースの鈍化もあり、同 90% 台半ばまで再上昇した（第 10 図）。その後、経済の回復や債

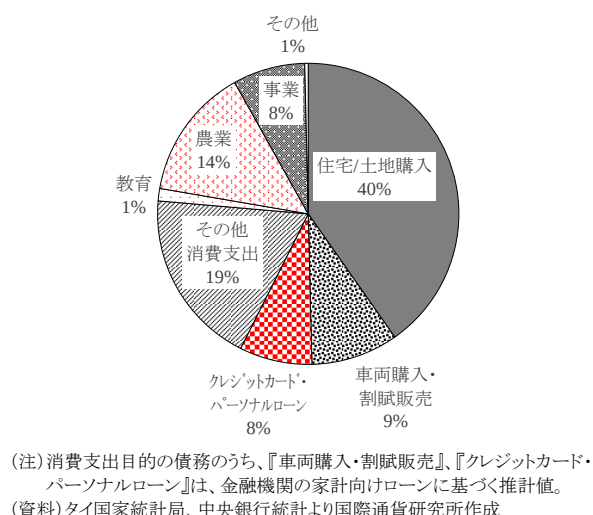
² 農業や建設業などの中小企業向けに商用ピックアップトラック(新車)の購入を支援する。融資保証額は 1 台当たり最大 150 万バーツ(第 1 フェーズの信用保証枠は 50 億バーツ。政府による保証料の負担は最初の 3 年間が全額、4 年目以降は一部(保証期間は最大 7 年)。申請期間は 2025 年 4 月 1 日から 12 月 30 日まで。

務返済などにより緩やかな低下傾向を辿っているものの、2024 年末時点で同 88.3%と
 なお高水準にある。借入の目的別にみると、日本や米国といった先進国では不動産関連
 （住宅/土地購入等）が家計債務全体の 6～7 割を占めるのに対して、タイでは 4 割程度
 にとどまる（第 11 図）。一方、クレジットカード・パーソナルローン（8%）やその他
 消費目的（19%）といった無担保ローンが併せて約 3 割弱を占め、家計消費における借
 入への依存度の高さが窺われる。なお、車両購入・割賦販売（9%）に加えて、農業（14%）
 や事業（8%）には農家や個人事業主による車両購入等も含まれると考えられる。

第 10 図：家計債務残高の推移



第 11 図：家計債務の目的別内訳（2023 年時点）



BOT は家計債務問題のリスクに対応するため、債務再編プログラムの導入や規制の
 改善（クレジットカードローン・消費者ローンの借入限度額の改正等）、金融教育の強
 化などを行っている。2017 年以降、債務返済上の問題が発生した際に債権者との交渉
 などをサポートする「デット・クリニック」を導入したほか、2024 年 1 月には、金融機
 関に対する「責任ある融資（Responsible Lending）」規制を導入した（第 1 表）。債権者
 に対して、ローン契約締結時の説明責任や情報開示、借り手の返済能力を踏まえた解決
 策の提供などを求める。

さらに 2024 年 12 月には、タイ財務省や BOT のほか、国家経済社会開発委員会
 （NESDC）、タイ銀行協会（TBA）などが協力し、債務再編プロジェクト”You fight, we
 support(Khun So, Rao Chuay)”³を導入した。当プロジェクトは、①”Pay on Time, Keep Your
 Assets”と、②”Pay, Settle, End”の 2 つから成り、一定の条件を満たすことで債務返済が

³ <https://www.bot.or.th/th/news-and-media/news/news-20241211.html>

減免される（第2表）。対象となる債務者は、個人や小規模事業者など約190万人（負債総額は約8,900億バーツ）で、タイ商工会議所大学の推計によると、債務返済負担の軽減により経済活動が活性化することで、GDPを0.5%～0.7%ポイント押し上げる可能性がある⁴。ただし、同プログラムを利用する場合、1年間新たな借入はできないため、本来対象であるにもかかわらず、プログラムの利用を見送る債務者も少なくないとみられる。2025年2月10日時点で当該プログラムへの参加を登録した債務者は約64万人（75万アカウント）にとどまった⁵。

第1表:「責任ある融資(Responsible Lending)」規制の概要

概要	
1. 債務再編による債務者支援の継続	■ 債務再編策の提供 ・（2024年1月～）債務返済が困難となった（これまでに債務再編の経験がない）個人・法人の債務者 ・ 不良債権者は、債務再編条件が提示された日から起算して60日が経過するまで売却できない ■ デットクリニックプログラム ・ クレジットカードや個人ローンを120日以上延滞している債務者 ・ 債務者は最大10年間、年利3～5%の金利で元本を分割返済する。債務者が新しい条件で債務を全額返済すれば利息は免除(当該プログラムに参加した債権者にのみ適用) ■ その他債務支援チャネル ・ Debt Exit Fast-lane: 債務者が債務返済の支援を求めるためのオンラインプラットフォーム ・ Doctor Debt Program: 個人および中小企業の債務者に包括的な債務相談を提供
2. 脆弱なグループの過剰債務問題の解決	・ （2024年4月1日～）監督下にあるリボルビング個人ローン（自動車ローン、デジタルパーソナルローン、クレジットカードローンを除く）のうち、利払いが過去5年間の元本返済を上回り、月収が20,000バーツ未満（債権者が金融機関および金融機関グループ傘下の企業の場合）、または10,000バーツ未満（債権者がノンバンクの場合）の債務者 ・ 債務者が年利15%以下の金利で5年以内に完済可能な条件の分割払いに変換
3. 債務者保護の公平性の向上	■ 債務者に対する公正な金利と手数料の請求 ・ すべての消費者ローン債務の前払いに対する手数料適用の禁止（住宅ローンの債務者が最初の3年間に借り換えを行う場合を除く） ・ 債務再編費用の徴収禁止（適切な債務再編条件の決定に必要な担保鑑定評価のための手数料を除く） ・ （2024年7月1日～）当座貸越を含むすべてのリテールローンに対する複利の禁止 ・ 債権者は、債務者に対する正確で包括的かつ比較可能な重要情報の提供

（資料）タイ中銀資料より国際通貨研究所作成

第2表: “You fight, we support(Khun So, Rao Chuay)”プロジェクトの概要

	プログラム名	対象/条件	概要
1	Pay on Time, Keep Your Assets (予定通り返済し、資産を保持)	対象 住宅ローン(500万バーツ以下)、オートローン(80万バーツ以下)、二輪車ローン(5万バーツ以下)、中小企業ローン(500万バーツ以下)など 条件 2024年1月1日以前に契約したローンで、延滞期間が30日以上365日以内	・ 月々の返済額を減額し、条件を満たせば、3年間の利払いを免除される(1年目: 従来の返済額の50%、2年目: 70%、3年目: 90%) ・ 当該プログラムに参加する場合、1年間は新規融資を申請することができない
2	Pay, Settle, End (返済して解決)	対象 個人の少額不良債権(未払い額が5,000バーツ以下) 条件 延滞期間90日以上	・ 債務者は元本の一部(10%)を返済することで残りの債務を免除

（資料）タイ中央銀行資料より国際通貨研究所作成

⁴ https://www.thairath.co.th/money/economics/thai_economics/2830706

⁵ <https://www.bot.or.th/th/news-and-media/news/news-20250211.html>

(3) 当面の見通しと政策対応

5 月に入り、米中関税協議での合意を受けて、両国をはじめとする世界経済の先行きに対する悲観的な見方はやや後退しているものの、トランプ政権の関税政策による輸出への影響に加えて、海外からの来訪者数の伸び悩みなどによるタイ経済の下振れリスクが高まっており、主要機関・団体による経済見通しの下方修正が相次いでいる。BOT は 4 月末、2025 年の実質 GDP 成長率（2024 年 12 月時点の予想：同+2.9%）について、①トランプ政権の相互関税率が現状程度にとどまる《低関税シナリオ》では同+2.0%、②相互関税率が当初予定の半分程度の水準で賦課される《高関税シナリオ》では同+1.3%とした（2. (3) 参照）。NESDC も 5 月、2025 年の実質 GDP 成長率を同+1.3%～+2.3%（2 月時点、同+2.3%～+3.3%）へ下方修正した。

政府は消費を中心とする景気浮揚に向けて、選挙で公約として掲げた国民 1 人当たり 1 万バーツ⁶を給付する「デジタルウォレット」政策を推進している。政府は当初、成人人口の約 9 割にあたる約 5,600 万人への給付を目指していたが、財源の問題から所得制限⁷を設けることで対象を約 4,500 万人（総費用 4,500 億バーツ、GDP 比 2.4%）に縮小したほか、技術的な問題などもあり遅れてスタートした。2024 年 9 月に第 1 フェーズとして、国民福祉カード（貧困者カード）所持者および障害者約 1,450 万人（1,450 億バーツ、GDP 比 0.8%）、2025 年 1 月には第 2 フェーズとして、60 歳以上の高齢者（第 1 フェーズの対象者を除く）約 400 万人（400 億バーツ、同 0.2%）を対象に実施された。第 3 フェーズとして、6 月末に若年層（16 歳～20 歳）約 270 万人（270 億バーツ、同 0.1%）への給付が予定されていたが、景気の下振れリスクの強まりを受け、景気刺激策全体の再検討が行われている。なお、第 1・第 2 フェーズでは、国民証番号に紐づけされた銀行口座に電子決済システム（PromptPay）を通じた送金または現金による給付が行われたが、現金給付の乗数は小さく⁸、使途が限定されないため一部は貯蓄や債務の返済などに回り、消費押し上げ効果は限られた模様である。第 3 フェーズでは、初めて政府開発のデジタルウォレット・システム（Thang Rath）⁹を通じて給付を行う計画となっていた。

BOT も金融面から景気への支援を強めており、2025 年 4 月末には 2024 年 10 月以来 3 度目となる利下げを決定、政策金利を 1.75%とした（利下げ幅は合計 75bps）。

⁶ 約 4 万 3,000 円（1 バーツ＝約 4.3 円）。

⁷ 年間所得 84 万バーツ未満、かつ銀行預金が 50 万バーツ未満の 16 歳以上の国民が対象。

⁸ World Bank(2025)の推計によると、第 1 フェーズ（1,450 億バーツ、GDP 比 0.8%）の 2024 年の成長率に対する押し上げ効果は 0.3%ポイント程度（現金給付の乗数効果:0.4）。

⁹ 事業参加店舗は管理（金製品売買取店や酒類専門店などの参加は禁止）される。購入可能商品は限定されないものの、授業料や光熱費の支払い、家電購入は可能。支出可能地域は住居登録する郡内に限定される。

2. 第二次トランプ政権の通商政策の影響

(1) トランプ政権の「相互関税」の概要

米国のトランプ大統領は4月2日、「国際緊急経済権限法（IEEPA）」に基づき世界共通関税と相互関税を課す大統領令¹⁰を発令した。具体的には、①4月5日から、全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税を課したうえで、②4月9日から、「相互関税（Reciprocal Tariff）」として、大統領令附属書1（Annex I）¹¹に記載した57カ国・地域を対象に、ベースライン関税率をそれぞれ設定した水準まで引き上げるとした（第3表、第4表）。中国との間では、関税の応酬がエスカレートし、中国に対する追加関税率は4月2日以前の追加関税と合わせて計145%、中国の米国に対する報復関税率も125%まで引き上げられた。その後の金融市場の混乱などを受けて、4月9日には、中国以外については相互関税率の引き上げを90日間停止した。さらに、5月12日に米中両国は、追加関税率の引き下げで合意した¹²。具体的には、米国の対中相互関税率について、当初の34%のうち、24%ポイントを90日間停止し、残りの10%を維持（145%→30%）、中国の対米報復関税率についても同様に24%ポイントを90日間停止し、10%を維持する（125%→10%）内容となっている。ただし、90日間の貿易協定交渉で合意に達するのは容易ではなく、先行きは依然予断を許さない¹³。

第3表: アジア主要国の対米貿易関係と相互関税率

	相互 関税率 (%)	米国の 貿易収支 (億ドル) (A)	米国の輸入額 (億ドル) (B)	(A) / (B) (C)	(C)/2
中国	34	▲ 2,954	4,389	67	34
ベトナム	46	▲ 1,235	1,366	90	45
台湾	32	▲ 739	1,163	64	32
日本	24	▲ 685	1,482	46	23
韓国	25	▲ 660	1,315	50	25
インド	26	▲ 457	874	52	26
タイ	36	▲ 456	633	72	36
マレーシア	24	▲ 248	525	47	24
インドネシア	32	▲ 179	281	64	32
カンボジア	49	▲ 123	127	97	49
フィリピン	17	▲ 49	142	34	17
ラオス	48	▲ 8	8	95	47

(注) 米国の貿易収支および輸入額は2024年の実績。

(資料) 米White House、商務省統計より国際通貨研究所作成

第4表: トランプ政権の関税政策の概要

根拠法	対象品目	発動日	関税率など
「国際緊急経済権限法（IEEPA）」	中国原産品	2月4日	■ 既存の関税率に10%を上乗せ
		3月3日	■ 上乗せ関税率を20%に引き上げ
	カナダ、メキシコ の原産品	3月4日	■ 全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）
		3月7日	■ 米国・メキシコ・カナダ（USMCA）協定の原産地規則を満たす製品は追加関税の適用除外（ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象）
	国・地域問わず 全品目（カナダ、 メキシコを除く）	4月5日	■ 全ての国・地域の全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ
		4月9日	■ 57カ国・地域に対して、上乗せ関税率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ（4月10日以降、中国以外は引き上げ税率の適用を90日間停止）
	「1962年通商拡大法」 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日
自動車・同部品		4月3日	■ 4月3日以降自動車に対して、5月3日以降は部品に対して既存の関税率に25%を上乗せ（USMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格のみに追加関税を賦課）
		5月3日	
銅、木材		-	■ 232条による調査を商務長官に指示（調査中）
半導体、医薬品		-	■ 232条による調査を商務長官に指示（調査中）
重要鉱物		-	■ 232条による調査を商務長官に指示（調査中）

(注) 2025年4月16日時点。

(資料) 米政府資料、JETRO(2025)より国際通貨研究所作成

¹⁰ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/regulating-imports-with-a-reciprocal-tariff-to-rectify-trade-practices-that-contribute-to-large-and-persistent-annual-united-states-goods-trade-deficits/>

¹¹ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/04/Annex-I.pdf>

¹² <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/05/joint-statement-on-u-s-china-economic-and-trade-meeting-in-geneva/>

¹³ <https://www.cfr.org/expert-brief/trumps-china-truce-tariffs-comes-cost-us-credibility>

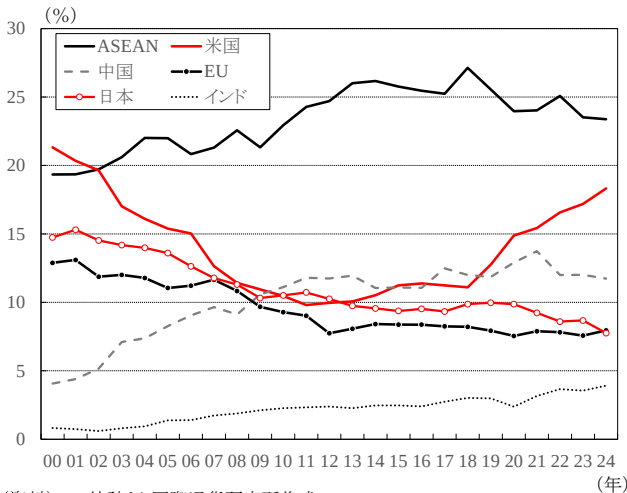
なお、「1962 年通商拡大法」232 条に基づき追加関税の対象となっている鉄鋼・アルミニウム製品や自動車・同部品、大統領令付属書 2（Annex II）に記載されている銅、医薬品、半導体、木材製品、特定の重要鉱物、エネルギーおよびエネルギー製品などは対象外となっている。また、4 月 11 日には、スマートフォンをはじめとする一部の情報機器を相互関税の適用対象から除外することを表明した後、半導体等を同様の扱いとする意向を表明するなど、方針が二転三転している。

（2）第一次トランプ政権以降の輸出・投資動向

米中対立が長期化する中、タイは、グローバルサプライチェーンの再編に伴う代替輸出や投資の拡大を通じた恩恵を享受してきたと考えられる¹⁴。

タイの輸出に占める米国向けの割合は、第一次トランプ政権発足後、2017 年時点の 11%から 2024 年には 18%まで急拡大し、単一国としては最大の輸出先となった（第 12 図）。タイの対米輸出上位品目は、スマートフォンなどの電話機（2024 年の対米輸出シェア 13.3%）や自動データ処理機（PC）（同 10.6%）といった同期間に中国の対米輸出シェアが縮小したエレクトロニクス分野が多く含まれている（第 5 表）。こうした品目の対米輸出は、消費者への影響に鑑み現時点では相互関税の適用対象外となっているが、これまで無税であっただけに、今後、関税賦課の対象となれば、マイナスの影響は避けられない。

第 12 図：タイの仕向け地別輸出シェアの推移



（資料）IMF統計より国際通貨研究所作成

第 5 表：タイの対米輸出上位品目（米国側統計）

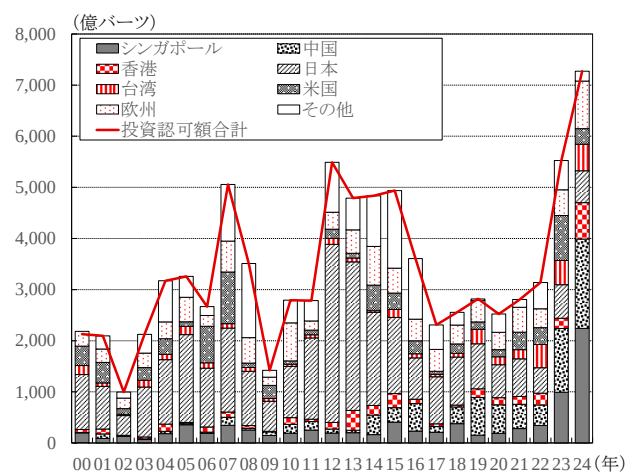
	品目名	HS コード	米国の輸入額 (2024年、 億ドル)	米国のタイからの 輸入全体に占 めるシェア(%)
1	電話機	8517	88	13.3
2	自動データ処理機械(PC)	8471	70	10.6
3	ゴム製のタイヤ	4011	39	6.0
4	半導体デバイス	8541	36	5.5
5	変圧器	8504	25	3.8
6	電気機器	8543	18	2.8
7	PC部品	8473	16	2.4
8	印刷機	8443	15	2.3
9	エアコン	8415	14	2.1
10	テレビ/ビデオカメラ	8525	14	2.1
11	自動車部品	8708	13	2.0
12	貴金属	7113	13	1.9
13	集積回路	8542	11	1.6
14	冷蔵庫	8418	10	1.5
15	コメ	1006	9	1.3

（資料）米ITC統計より国際通貨研究所作成

¹⁴ 米中対立に伴うサプライチェーン再編については、福地亜希(2024a)、(2024b)などを参照。

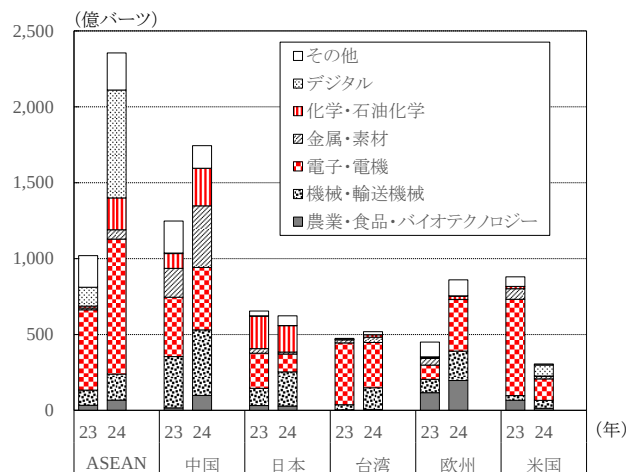
対内直接投資（FDI）についても、近年、拡大傾向が鮮明化しており、2024 年の FDI 認可額は過去最高を記録した（第 13 図）。国・地域別では、シンガポール、中国、香港、台湾などが急拡大するなか、従来、首位を維持していた日本のプレゼンスは相対的に低下している。多国籍企業が地域統括拠点を置くシンガポールについては、米国系・中国系企業によるデータセンターやクラウドサービスの大型投資などが押し上げ要因となった。その他の国についても、電子・電機や EV 関連（輸送機械、金属・素材）、大規模データセンター向けの投資などが中心となっている（第 14 図）。

第 13 図：タイの対内直接投資の推移



（資料）タイ投資委員会（BOI）統計より国際通貨研究所作成

第 14 図：対内直接投資認可額（主要国・分野別）



（資料）タイ投資委員会（BOI）統計より国際通貨研究所作成

（3）相互関税により想定される影響

トランプ政権の相互関税によるタイ経済への影響としては、①米国向け輸出の減少（直接的影響）、②中国や ASEAN 向け原材料・中間財輸出の減少といったサプライチェーンを通じた影響（間接的影響）、③世界経済減速の影響などが想定される。

BOT は 4 月末に示した米国の相互関税率の水準に応じた 2 つのシナリオの中で、GDP への影響（1 年間）は、現状程度の関税率が維持される《低関税シナリオ》¹⁵では▲0.4%ポイント、相互関税率が当初予定の半分程度の水準で賦課される《高関税シナリオ》¹⁶では▲1.0%ポイントと推計している（第 6 表）。

¹⁵ 関税率は、全ての国が基本関税率 10%、中国が 54%、分野別（自動車・同部品、鉄鋼・アルミ製品）が 25%。

¹⁶ 関税率は、全ての国に対する相互関税率が当初公表値の半分程度、中国が 72.5%、分野別（自動車・同部品、鉄鋼・アルミ製品）が 25%。

第6表: 米国の関税政策によるタイ経済の影響（目先1年間）

	輸出シェア (%)	輸出付加価値 (GDP比、%)	輸出への影響(%ポイント)	
			①低関税シナリオ	②高関税シナリオ
1. 米国向け輸出(直接的影響)	18.3	1.6	▲ 2.9	▲ 6.3
2. サプライチェーンを通じた影響(間接的影響)	6.2	0.6	▲ 0.3	▲ 0.6
3. 世界経済減速を通じた影響	-	-	▲ 0.9	▲ 1.4
輸出への影響計(1年間)			▲ 4.1	▲ 8.3
GDPへの影響(1年間)			▲ 0.4	▲ 1.0
実質GDP成長率(予測)	2025年		2.0	1.3
	2026年		1.8	1.0

(注) 1. 各シナリオにおける米国の関税率の前提は以下の通り。

<シナリオ①> 全ての国: 基本関税10%、中国: 54%、分野別(自動車・同部品、鉄鋼・アルミ製品): 25%

<シナリオ②> 全ての国: 当初予定の半分の相互関税(2025年後半へ)、中国: 72.5%、分野別(自動車・同部品、鉄鋼・アルミ製品): 25%。

2. 『米国向け輸出』は、相互関税の適用対象外となっているエレクトロニクス関連品目を除く。

3. 『サプライチェーンを通じた影響』は、中国およびASEAN諸国への原材料・中間財輸出。

(資料) BOT資料より国際通貨研究所作成

なお、トランプ政権は相互関税の上乗せ分について 90 日間適用を停止しているものの、先行き不透明感から、米企業は状況を見極めるべく、既に輸入品の発注を控えるといった動きが報じられており、相互関税の発動前からタイの対米輸出に何らかの影響が生じる可能性をみておく必要がある。

一方で、中国に比した相対的な関税率の低さによる代替輸出の拡大といったプラスの影響も想定される。こうした点も加味したアジア経済研究所のシミュレーション結果¹⁷によると、米国が 4 月 2 日に公表した国別の相互関税率を適用する場合の 2 年後(2027 年)の各国・地域の GDP と、ベースライン(米国がすべての国に対して関税のさらなる引き上げを行わない)との差は、米国(▲5.2%)が最も大きく、主要アジア諸国では、中国(▲1.9%)、ベトナム(▲1.3%)に次いで、タイ(▲0.5%)で相対的に大きいマイナスの影響を受ける(第7表)。業種別にみると、タイでは、電子・電機(▲4.1%)や食品加工(▲1.9%)でマイナスが目立つ一方、繊維・衣料(1.0%)、自動車(0.7%)については、中国に対する相互関税がより高率であることから生じる「貿易転換効果」によるプラスの効果が、自国に対する相互関税のマイナスの効果を上回り、全体として影響はプラスとなっている。なお、同シミュレーションでは、鉄鋼・アルミニウム、銅、医薬品、半導体、特定の重要鉱物、エネルギー製品といった免除品目(Annex II)も相互関税の適用範囲となっており、引き続き適用除外の扱いとなる場合は、影響は推計結果より小さくなる可能性もある¹⁸。

¹⁷ 熊谷聡、他(2025)

¹⁸ 2024 年の米国の輸入における免除品目の輸入額が総輸入額に占める割合は、アジアではシンガポール(60%)、台湾(44%)、マレーシア(39%)、インド(32%)、タイ(29%)、フィリピンと中国(26%)、ベトナム(25%)で相対的に高いシェアを示している。この割合が高い国では、現在のシミュレーションにおいて負の影響が過大に評価されている可能性がある。一方、日本や韓国を含め、それ以外の東・東南アジア諸国は 20%以下である。

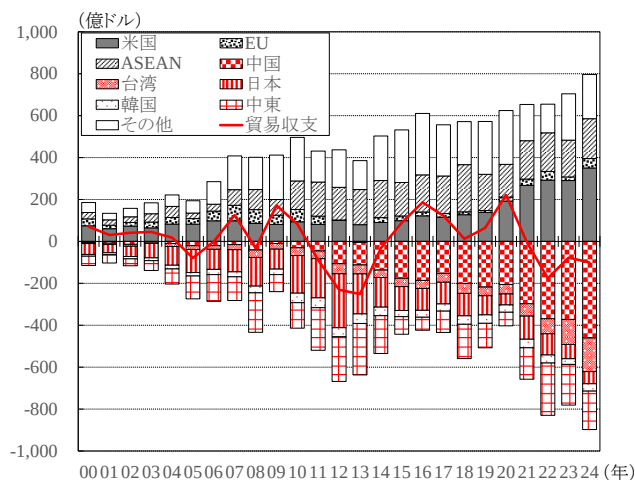
第7表：米国による追加関税賦課の影響（2027年、ベースライン比）

	農業	自動車	電子・電機	繊維・衣料	食品加工	その他製造業	サービス業	鉱業	GDP
米国	▲ 2.6	▲ 9.0	1.0	4.6	1.4	1.9	▲ 6.0	▲ 3.3	▲ 5.2
カナダ	1.2	7.1	▲ 0.1	▲ 1.1	1.7	15.1	0.9	1.9	2.9
メキシコ	2.8	0.8	2.8	▲ 3.2	4.2	9.0	2.5	2.5	4.0
中国	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.7	▲ 0.2	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 1.1	0.3	▲ 1.9
日本	0.0	▲ 1.7	1.6	0.2	▲ 0.6	0.7	0.1	0.8	0.2
韓国	0.3	▲ 2.9	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 0.3	1.3	0.1	0.6	0.1
台湾	▲ 0.4	0.4	▲ 1.6	0.1	▲ 0.3	0.7	▲ 0.2	1.3	▲ 0.2
インドネシア	0.2	▲ 0.3	0.3	1.1	▲ 3.1	0.3	0.1	0.2	0.0
マレーシア	0.4	0.2	▲ 1.5	▲ 0.6	▲ 0.2	1.1	0.1	0.1	0.0
タイ	▲ 0.1	0.7	▲ 4.1	1.0	▲ 1.9	▲ 0.5	▲ 0.2	0.4	▲ 0.5
フィリピン	0.4	▲ 0.7	1.0	2.9	▲ 2.2	1.0	0.2	0.6	0.2
ベトナム	0.3	▲ 1.0	▲ 1.3	0.2	▲ 3.4	▲ 3.2	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 1.3
インド	▲ 0.8	▲ 0.7	0.4	4.1	0.2	1.2	0.2	0.1	0.4
全世界	▲ 0.2	▲ 1.1	▲ 0.5	0.5	▲ 1.7	▲ 0.5	▲ 1.8	0.1	▲ 1.3

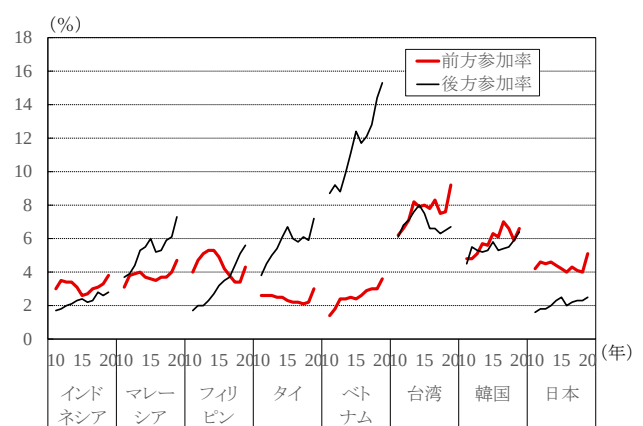
（出典）熊谷 他(2025)

上述のように、中国以外のアジア諸国では、代替輸出拡大への期待がある一方、中国経済の不振等に伴う安価な中国製品のさらなる流入拡大への警戒は根強い。中国の輸出価格は2023年終盤以降低下傾向を辿っており、価格を引き下げることによって輸出量の拡大につながっている可能性が示唆される¹⁹。タイの貿易収支を国・地域別にみると、近年、米国に対しては黒字額が拡大する一方、中国に対しては赤字額の拡大傾向が鮮明となっている（第15図）。総輸出における中国との前方・後方連関では、日本、台湾、韓国のほか、マレーシアやフィリピンなどでは前方参加の傾向がみられる一方、タイやベトナムでは、中国から中間財の供給を受ける後方参加の傾向が強い（第16図）。

第15図：タイの貿易収支の推移（国・地域別）



第16図：主要国・地域の総輸出における中国との前方・後方連関



¹⁹ 福地(2025)

こうした中、「Temu（ティームー）」や「SHEIN（シーイン）」といった中国発の格安越境電子商取引（EC）サイトを通じた安価な中国製品の流入により労働集約的産業を中心とする国内中小企業への打撃や廃業が相次いで報じられており、各国政府は対応を急いでいる。タイ政府は 2024 年 7 月、オンラインプラットフォームを通じた安価な中国製品の流入により国内中小企業が打撃を受けていることを念頭に、国内の品質基準を満たさない輸入品の農作物、消費財、工業製品などの取り締まりを強化したほか、1,500 バーツ（約 6,500 円）以下の少額輸入品に対する 7%の付加価値税（VAT）賦課²⁰を開始、期間は当初の同年末から 1 年間の延長を決定した。

（4）政府の対応

タイ政府は、米国との交渉を通じた相互関税率の引き下げに向けて、米国からのエネルギー、航空機、農作物の購入拡大や輸入障壁の引き下げ、タイ企業などによる対米投資促進、中国を念頭に置いた迂回輸出の回避に向けた輸出原産地規則の強化などを提案する方針とみられる。

米国通商代表部（USTR）は、相互関税の公表に先立つ 3 月 30 日、米国企業の輸出や投資に対して障壁となる主要な国・地域の貿易慣行などについてまとめた「外国貿易障壁報告書（NTE）2025 年版」²¹を公表した。この中で、タイにおける非関税障壁として、国内農家の収入支援を目的としたバイオ燃料の輸入制限、農産物や一部工業製品を輸入する際の輸入ライセンス²²、食肉輸入に関する食品安全検査料や動物由来製品の輸入許可のための輸出国の生産施設の監査義務付け、知的財産の保護・執行などが指摘されており、こうした課題への対応なども求められる可能性があるとみられる。

こうした中、タイ輸出入銀行は、財務省、商務省と連携し、相互関税の影響を受ける可能性がある中小企業を中心とする支援策を検討している。具体的には、ローン返済期間の延長（最大 365 日）や損失額の 75%を補償する保険の提供、相互関税に対応するための情報提供・相談窓口の設置などが含まれる。

このほか、輸出先の多角化に向けて、自由貿易協定（FTA）の拡充を目指しており、2025 年 1 月には欧州自由貿易連合（EFTA）²³との FTA を締結したほか、EU などとの間で FTA 交渉を進めている。

²⁰ 従来、1,500 バーツ超の輸入品のみ VAT 賦課。

²¹ USTR (2025)

²² 木材、石油、産業機械、繊維、医薬品、化粧品・食品、植物、種子、加工肉、塩などの農産物などを輸入するには輸入許可が必要。

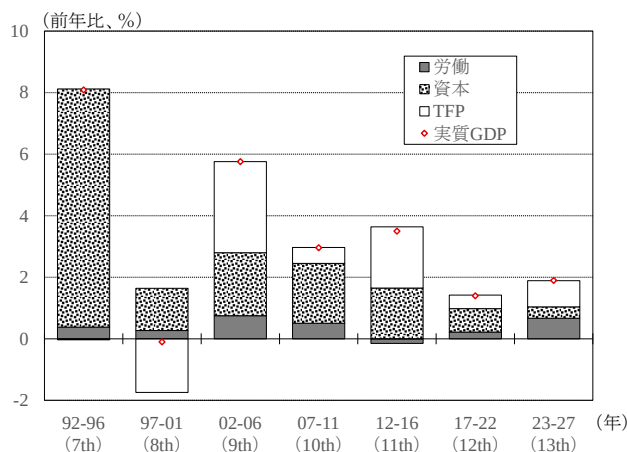
²³ スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー。

3. 中長期的な成長性の維持・向上に向けた課題

ASEAN の中でも早いペースでの少子高齢化が進むなか、タイの潜在成長率の低下が指摘されている²⁴。2024 年通年の成長率は前年比+2.5%（前年：同+2.0%）とコロナ禍前（2015 年～2019 年、同平均+3.4%）を下回る成長が続いているが、政府が目標とする 2037 年までの高所得国入りのためには、今後、同平均+5%程度の成長率が必要となるなど実現に向けたハードルは極めて高い²⁵。実質 GDP を生産要素別にみると、2010 年代後半以降、少子高齢化の進展に伴う労働の寄与度の縮小に加えて、資本蓄積および生産性（TFP）共に伸び悩みがみられており、成長性の維持・向上には、投資の加速と生産性向上が不可欠と言える（第 17 図）。

2030 年までの高所得国入りが視野に入りつつあるマレーシアでは、工業化・都市化を推進すると同時に、農村開発や再分配政策などを通じた格差是正や教育制度の拡充に取り組んだ点などが「中所得国の罠」克服の鍵として指摘される²⁶。これに対してタイでは、地方と都市部の所得格差や農業部門の生産性の低さ、産業高度化を担う人材の不足などが課題として挙げられる。

第 17 図：生産要素からみた実質 GDP



(注) 括弧内は5ヵ年計画。直近は2023年の実績値。
(資料) タイ国家経済社会開発委員会統計より国際通貨研究所作成

²⁴ IMF (2022)では、タイの潜在成長率は 1997-98 年以前の前年比平均+5%から、2000 年代には同+4%、2010 年代には同+3%へ低下、IMF(2024)では直近の潜在成長率を同+2.7%と推計している。

²⁵ AMRO(2024)は、タイの高所得国入りの時期について、現状の成長ベースが続く場合は 2050 年頃、構造改革による生産性の引き上げやインフラプロジェクトの計画通りに実施が行われれば 2040 年代初め頃と予想。

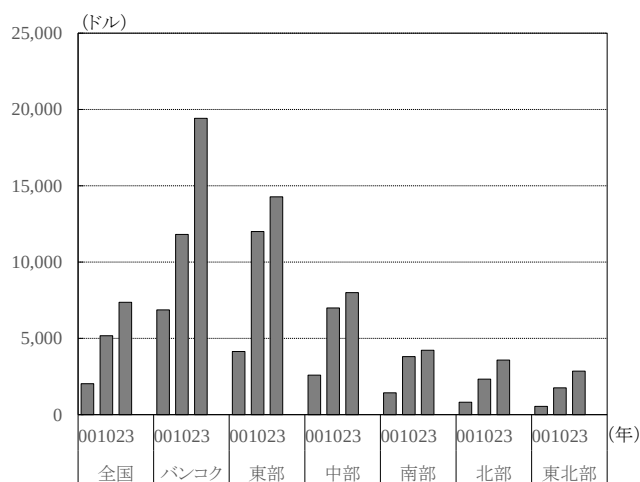
²⁶ 熊谷聡・中村正志(2023)

(1) 農業部門の低生産性・インフォーマルセクター

タイの GDP に占める農業の割合は 1 割程度にとどまるが、雇用に占める農業の割合は 1990 年代の約 6 割から低下したとはいえ、なお約 3 割を占め、生産性の低さが示唆される。1990 年代までの農村開発政策は道路や灌漑設備への投資といった農業部門の効率性を高めるための支出に重点を置かれていたが、その後、政府が市場価格より高いコストで米を買い取る米買い取り制度などに代表される所得補償や補助金等を通じた農家への直接的な支援に軸足がシフトしたことにより、労働力の再配置の抑制や生産性の向上の停滞につながった可能性がある²⁷。

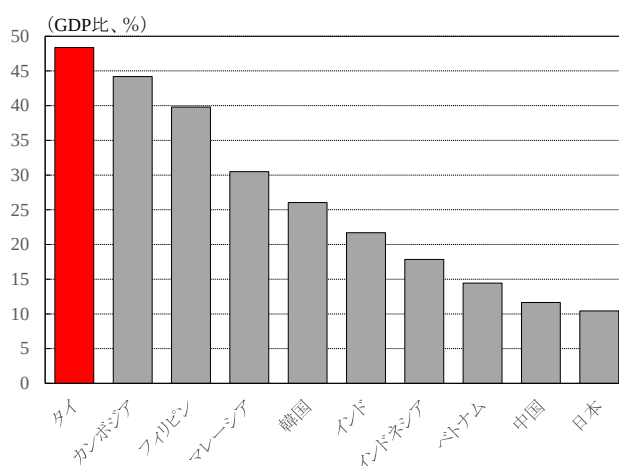
また、主要都市・地域別の 1 人当たり GDP は、バンコクで約 2 万ドル、東部で約 1 万 5 千ドルと既に高所得国の水準に達する一方、北東部では約 2,800 ドルとなお低所得国の水準にとどまるなど地域格差が大きく開いており、一国の中に成熟した先進国と新興国が共存する格好となっている（第 18 図）。政府が公約として掲げる 2027 年までの最低賃金（日額）の全国一律 700 バーツ²⁸への引き上げは、生産性の低い部門から高い部門への労働力の移動の妨げや競争力低下につながりかねず、地域毎の経済状況を加味した賃上げや、より効果的な方法で所得増加につながるような施策が求められる。

第 18 図：主要都市・地域別の 1 人当たり GDP



(資料) NEDSC 統計より国際通貨研究所作成

第 19 図：アジア主要国のインフォーマル経済比較



(注) 2020 年時点。インフォーマル産出量(推計値)の公式 GDP に占める割合。
(資料) 世界銀行統計より国際通貨研究所作成

加えて、インフォーマルセクターの大きさも成長率の伸び悩みの一因として指摘されている（第 19 図）。社会保障制度の脆弱さを背景に、農業部門における雇用の吸収は景

²⁷ OECD (2018)

²⁸ 約 2,600 円、1 バーツ＝約 4.38 円。

気悪化時のバッファとして社会の安定に貢献している面はあるものの、農業部門の生産性改善と併せて農業部門に滞留するインフォーマル労働力に対する教育等を通じたフォーマル化などが求められる。

(2) 産業高度化と人材育成

タイでは、2015年にプラユット政権（2014年～2023年）が既存産業の高度化や新たな成長産業の育成などを図り、20年後の高所得国入りを目標とする2036年までの国家戦略「Thailand 4.0」を策定した。その中核的プロジェクトとして、バンコク東部3県（チャチュンサオ、チョンブリ、ラヨン）を対象とする「東部経済回廊（Eastern Economic Corridor: EEC）」開発計画の一環で、大規模なインフラ整備のほか、現在優位性を持つ産業と長期的に優位性を発揮することが期待されるターゲット産業²⁹を指定し、投資恩典などにより投資誘致を推進している。さらに、コロナ後の復興を後押しするために公表した国家戦略「BCG（バイオ・循環型・グリーン）経済モデル」では、「Thailand 4.0」におけるターゲット産業のうち、①食品・農業、②医療・健康、③エネルギー・バイオ化学、④観光の4分野を対象に、技術レベルや投資対象地域等に応じた税制上の恩典付与などが盛り込まれている。実際、対象地域・分野を中心に投資が拡大しつつあるものの、インフラ開発プロジェクトの遅れに加えて、政策的な賃金引き上げによる労働コストの上昇や産業高度化の担い手となる高度人材の不足等もあり、経済や雇用創出に十分な効果が現れていないといった問題が指摘されている。

こうした中、ペートンターン政権は、これまで重点的に推進してきた EEC 以外の地域の経済を押し上げるため、北部と東北部に新たな経済特区を設置する計画を検討している。下院の特別委員会は、4月末にまとめた調査報告書の中で、北部と東北部にそれぞれ10ヵ所ずつ特別経済開発区を設置することで対象地域への投資を呼び込み、雇用創出につなげることを提案した³⁰。

4. おわりに

タイ経済は、家計債務問題や製造業の停滞といった構造問題を抱える中、所得水準の向上やデジタル化の進展等に伴うサービスセクターの拡大が成長を支える「K字回復」が当面続く可能性がある。

²⁹ ターゲット産業は、①次世代自動車、②エレクトロニクス、③メディカル・ウェルネスツーリズム、④農業・バイオ、⑤食品・食品加工、⑥ロボット、⑦物流と航空機産業、⑧バイオ燃料とバイオケミカル、⑨デジタル、⑩医療機器。

³⁰ <https://www.bangkokpost.com/business/general/3012642/new-economic-zones-being-considered>

目先、トランプ政権の関税政策などにより経済の下振れリスクが高まっているが、デジタルウォレットを通じた現金給付といったバラマキ型の景気刺激策からターゲットを絞った、より効果的な経済支援に軸足を移すことが求められる。中長期的な成長性の維持・向上に向けては、低所得層や農村部門の所得および生産性の向上、産業高度化に資する投資の拡大や高度人材の育成といった構造改革を加速させることが不可欠である。

以 上

<主な参考文献>

熊谷聡・中村正志(2023)「マレーシアに学ぶ経済発展戦略ー「中所得国の罠」を克服するヒント」株式会社作品社、2023年11月

熊谷聡・早川和伸・磯野生茂・後閑利隆・ケオラ・スックニラン・坪田建明・久保裕也(2025)「トランプ政権の相互関税政策が世界経済に与える影響(2025年4月2日ホワイトハウス発表対応版)」アジア経済研究所、アジ研ポリシー・ブリーフ No. 201、2025年4月21日 (https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2025/ISQ202520_009.html)

日本貿易振興機構(JETRO)(2025)「トランプ政権の関税措置の解説」ウェビナー講演資料、2025年4月18日

福地亜希(2023a)、「タイ下院総選挙で野党躍進も、連立の行方は不透明」国際通貨研レポート nl2023.17、国際通貨研究所、2023年5月22日 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2023/nl2023.17.pdf>)

----- (2023b)、「タイにおけるセター新政権発足と今後の課題」国際通貨研レポート nl2023.31、国際通貨研究所、2023年9月20日 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2023/nl2023.31.pdf>)

----- (2024a)「主要国のサプライチェーンにおける中国からの生産移転について」国際通貨研究所、国際通貨研レポート nl2024.27、2024年3月27日 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2024/nl2024.11.pdf>)

----- (2024b)「米大統領選と通商政策の行方～「もしトラ」で想定される主要国経済への影響～」国際通貨研究所、国際通貨研レポート nl2024.19、2024年5月24日 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2024/nl2024.19.pdf>)

- (2025), 「トランプ 2.0 のアジア主要国経済への影響～代替輸出・投資拡大への期待はあるものの、対中輸入拡大への警戒は強まる方向～」国際通貨研レポート nl2025.6、国際通貨研究所、2025 年 2 月 27 日 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2025/nl2025.6.pdf>)
- ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO)(2024), “AMRO Annual Consultation Report: Thailand - 2024, ” AMRO Country Report ACR/24-10, November 26, 2024 (<https://amro-asia.org/amros-2024-annual-consultation-report-on-thailand>)
- Bank of Thailand (BOT), “Monetary Policy Report,” 各号(<https://www.bot.or.th/en/our-roles/monetary-policy/mpc-publication/Monetary-Policy-Report.html>)
- International Monetary Fund (IMF) (2022), “Thailand: 2022 Article IV Consultation-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Thailand,” IMF Country Report No. 2022/300, September 16, 2022 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2022/09/16/Thailand-2022-Article-IV-Consultation-Press-Release-Staff-Report-and-Statement-by-the-523532>)
- (2025a), “Thailand: 2024 Article IV Consultation-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Thailand,” IMF Country Report No.2025/045, February 20, 2025 (<https://doi.org/10.5089/9798229000741.002>)
- (2025b), “Thailand: Selected Issues,” IMF Country Report No.2025/045, February 20, 2025 (<https://doi.org/10.5089/9798229002707.002>)
- Navarat Temsumrit and Hongsilp Sriket (2023). “The Structural Transformation of Thailand: The Role of Policy Distortion,” Asian Development Bank, Asian Development Review: Volume 40, Number(1), March 2023 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/872026/adr-vol40no1-8-structural-transformation-thailand.pdf>)
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) (2018). “Boosting productivity and living standards in Thailand,” OECD Economics Department Working Papers, 30 May 2018 (https://www.oecd.org/en/publications/boosting-productivity-and-living-standards-in-thailand_e525c875-en.html)
- United States Trade Representative (USTR) (2025), “2025 National Trade Estimate Report,” March 31, 2025 (<https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2025/march/ustr-releases-2025-national-trade-estimate-report>)

World Bank (2025),”Thailand Economic Monitor : Unleashing Growth: Innovation, SMEs and Startups,” Washington, D.C. : World Bank Group, February 2025 (<https://www.worldbank.org/en/country/thailand/publication/thailand-economic-monitor-reports>)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>